

外国人児童生徒等への音声教材の提供について

—「外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議」における検討状況—

文部科学省初等中等教育局教科書課

1. 音声教材について

- 音声教材とは、発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、教科書の記述内容を音声化しパソコンやタブレット等の端末で再生して学習できる教材である。
- 著作権法第 33 条の 3 では、障害により教科書を使用することが困難な児童生徒のために、音声教材等の作成・提供を著作権者の許諾なく行うことが可能となっている。

2. 外国人児童生徒等による音声教材の利用について

- 音声教材については、使用者が随意のタイミングで教科書の音声情報を入手できる機能等を持つことから、外国人児童生徒等（日本語に通じない児童生徒）が教科用図書を使用するに当たって生じる困難を軽減させられるのではないかとの指摘がある。
- 文部科学省においては、令和元年 8 月より、有識者からなる「外国人児童生徒等への音声教材の提供における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議」において検討を実施している。

検討会議においては、音声教材等の ICT を活用した教材は、外国人児童生徒等の教科書使用上の困難を軽減するために効果的であり、その活用を推進していくべきとされる一方で、外国人児童生徒の ICT 教材活用を進めるためには、対応すべき課題があるとも指摘を受けており、音声教材については、著作権法の法改正等が必要とされているところ。

3. 必要とされる制度改正について

- 前述の著作権法第 33 条の 3 の対象には、外国人児童生徒等は含まれていないため、障害のある児童生徒向けに作成した音声教材を外国人児童生徒等に提供することができない。
- 音声教材を活用して、外国人児童生徒等の学びを充実させるためには、関係団体の理解を得た上で、著作権法第 33 条の 3 の規定を見直す必要がある。その際、インターネットを利用した提供（公衆送信）も可能とすべきである。
- また、著作権者の利益が不当に害されることのないよう留意する必要があり、そのためにも、特にインターネットを利用した送信を行う場合には、対象となる児童生徒等以外の者に、データが流出することを防止するための対策を取ることが重要である。

(参照条文)

○著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の三 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

- 2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。
- 3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。
- 4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の 軽減に関する検討会議

○開催期間

令和元年8月14日 ～ 令和2年3月31日

(次回:令和2年2月12日(第5回) 報告書案について)

○委員名簿(50音順 敬称略)

井阪 幸恵 和泉市立国府小学校指導教諭
犬飼 政利 一般社団法人教科書協会特定図書専門委員会委員長
小澤 亘 立命館大学産業社会学部教授
金森 裕治 大阪教育大学特別支援教育講座特任教授
河村 宏 日本DAISYコンソーシアム運営委員長
齋藤 ひろみ 東京学芸大学教職大学院教育実践創生講座教授
築樋 博子 豊橋市教育委員会学校教育課外国人児童生徒教育相談員
土屋 隆史 横浜市教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課主任指導主事

○検討会議での主な御意見(音声教材等のICT教材の活用により期待される効果)

- 文字の認識とその文字を音声化していくというプロセスに困難を抱える児童生徒が、ICT教材の読み上げ音声を活用し、分からない箇所を何度も繰り返したり、読み上げ速度を調節したりしながら聞き取り、文字との対応関係を学べる。
- 教師が不在であったり、他の児童生徒に対応していたりする時でも、自学自習ができるようになり、1人当たりの学習時間が延びる。
- 教師がより効率的に授業を進められるようになることで、より丁寧な指導が可能となる。
- 外国人児童生徒等が、一人で教科書を読めるようになることによって、学ぶ意欲を高めることに資する。
- 日本語の習得には、毎日継続して学習していくことは特に重要であり、ICT教材を活用し、誰にも気兼ねすることなく、自分のペースで何度も反復して音声を聞けることは、学習効果が高いと考えられる。
- 漢字にルビを振る機能、読み上げている箇所をハイライト表示する機能、分かち書き機能、縦書きと横書きを選択できる機能等を備えたICT教材も存在し、児童生徒の状況に応じた指導することも有効と考えられる。